元禄二年「異説」の捜索

――『大坂御仕置御書出之写』によって新たに知られる実態の考察――

山本秀樹

拙稿『江戸時代三都出版法大概』[1]以後、注意されなければならなくなったと思われることを最も単純に言ってみると、

・幕府編纂幕法集『御触書集成』に京阪の出版法は載っていない。

・出版法に関しては、出版の中心地が三都(江戸・京都・大阪)であり、かつ幸いに今では三都それぞれの町触集成が整備されているので、それぞれの都市の出版前提に関しては、まずはそれぞれの都市の町触を確認しなければならない。

ということである。

そして、前掲稿では三都それぞれの出版法の変遷、三都に共通する出版法、についての概要説明を行った。

しかし、それは概要であって、具体、細部、前提を問題にすれば明らかになっていない問題は多い。

三都それぞれの出版法の変遷の中で文学史との関係の上でもっとも気にかかるのは事件・噂話に関わる出版の禁止年代が三都で大きくことなることが文学史の展開と関連を有するのではないか、ということであり、また、三都の出版環境・出版条件のことなりが文学史上著名な文運の東漸を惹き起こしたのではないか、ということである。

だがしかし、それらは出版法的状況・環境からする推論であって、これらについて具体、細部、前提を確認する作業は今後に属すると言ってまちがいない。

また、前掲書では、出版法と並んで江戸時代文学の前提の大きなひとつであるはずの噂を取締対象とする法令を主眼とする記述をまったく行い得ていない。これについてはそれについて記述すること自体を、できるだけ早く実現しなければならない課題としてそのまま残している。

どちらを向いても残された課題ばかりだが、本稿で扱うことになるのは、元禄期のある噂の発生源の探索に関する細部を確認する作業であり、その作業を通して次のような成果を得ることになる。

・近年新たに紹介された江戸時代前期大阪法令集によって、通

常使用されている『大阪市史』に欠落していた新たな法令が補われること

・大阪法令が明らかになることにより、元禄二年時点で三都のすべての本屋を対象とする捜索調査が行われていたことが判明し、この噂の取締関係の町触法令を本屋・出版関係法令として数えることとなり、本屋・出版関連の新たな町触が判明するとともに、本屋・出版に関する歴史状況がまたひとつ新たに判明すること

・大阪で明らかになる法令が三都に共通するはずのものであることによって、江戸、京都、それぞれの都市の町触の集成上の限界・問題点が見えてくること

・扱われる法令が、以後の三都の出版体制を定める享保の書物流通条件と関わりを有することによって書物流通条件五ヶ条のうちのひとつの理解が深められること

・扱われる法令が、以前の江戸における出版出願令と関わりを有することによって江戸における出版条件思想の一貫性が確認されること

・幕府の「異説」観の具体像のひとつを明らかにすることができ、江戸時代の噂話が置かれた環境、ひいてはこの時代の「説話」が置かれた社会条件のひとつ、それが置かれた環境像を可視化するためのよりどころのひとつが確保されること

等である。

確認されるさらにこまごまとした、史料理解の深まり等の成果もあるが、前もって述べておくのは比較的大きなことがらにとどめておく。

一

今日でも江戸時代大阪の法令について考察するのに用いられる基本史料は明治四十四・四十五年、大正二年発行の『大阪市史』第三・第四上下[2]に収められた「御触及口達」である。ここには江戸時代の全期にわたって大阪で発令された町触と口達触が収められる。

町触と口達とは、書面で発令され広められるタイプの法令と当初口頭で命じられたものが書面化され広められるタイプの法令の二種であり、この二つのタイプは三都ともにあったが、大阪においてはそれが「町触」と「口達」の名称で呼び分けられた。

この二種は、命令としての法令内容自体の重みのちがいを扱いのちがいで表したものと見られ、しかし、どちらも法令であることに変わりはないので、一括して「触達」とも呼ばれている。

しかし、大阪の触留の類は享保九年（一七二四）の大火で多く焼け失われ[3]たらしく、江戸時代の前期に関してその法文が知られないことはめずらしいことではない。

ただそれでも大阪の触達に関しては、文を何々の事、何々する事で収める形式の、少し長いタイトル的にその主題を記したもの

（頭書）の一覧が残っており、何年何月にどのようなことがらに関する触達が発せられたかということについてはわかる。

本稿において扱う元禄二年、「異説」の発生源の探索に関しては『大阪市史』ではすべて頭書のみで、本文は欠けている。

本稿で本件について考察するのは、新たに紹介された江戸時代前期大阪法令集『大坂御仕置御書出之写』[4]にこれに関する触が収録され、その詳細を推考できるようになり、なおかつ、それが大阪における本件の具体的取扱いを教えるにとどまらず、その考察が多種他方面に波及するからである。

二

『大坂御仕置御書出之写』の史料性の説明（史料論）については本稿では省略する。ここでは、それが江戸時代前期の大阪町触等を収録したもので、『大阪市史』では使用されていなかった史料であるという理解があれば充分である。必要であればしかるべき文献につけば日本史研究者の説明を得ることができる。[5]

本稿の関心にとって重要なのは出版法が補われることがどのくらいの数あるか、ということであるが、本書は元禄七年（一六九四）までの町触集で、これは大阪出版界にとっては天和二年（一六八二）の濫物売買禁止高札の一条「新作の慥かならざる書物商売いたすべからざる事」（元禄十一年大阪本屋仲間文書中の文言表現では「作者不正新作の書、板行仕るまじき旨」[6]）以外には制約のない、いまだ出版自由の時代と言ってよい時代であるから、本稿で扱う元禄二年の「異説」捜索に関する件が唯一の収穫である。

その点、むしろ本件にはそういう意義があって、大阪では史上初めて本屋・板木屋の公的存在価値を印象づける事件であったと言い得るわけである。

『大坂御仕置御書出之写』全七冊のうち第六冊までは原則年次順の収録である。その5―3（翻刻書における整理番号、第五冊の三つめの法令であることを意味する）以降に、将軍綱吉時代の針灸に関する雑説の発信源探索に関わる触が四令収録され、これらが本稿における主たる研究材料となる。

本件は江戸中央発令の事件対応策であるから、当然その事柄の存在自体は『寛保御触書集成』でも判明する。

しかしながら、今回確認を取ってみると、『寛保御触書集成』では探索の結果しか収録されておらず、その過程は収録されていなかったことが判明する。

一方、大阪では大阪独自の法令文作成が行われたことが判明し、また、それらが頻繁に発令されていて、これによって初めてその探索状況が明らかになり、『寛保御触書集成』に資料的限界があることは（今日言うまでもないところだが）[7]もちろん、また、判明してみれば当然予想していなければいけなかったことだが、『江戸町触集成』前半や『京都町触集成』別巻二「元禄四年以前」の

ふくむ史料的限界までもが具体像を伴って見えてくるのである。

幕府編纂幕法集として古くから（日本文学研究分野では明治編纂書である『徳川禁令考』に替わるほぼ唯一の資料として信頼され、これが三都に共通するという前提のもと）使用され（発言がなされ）てきた『寛保御触書集成』（岩波書店、昭和九年）にはこれに関して、発信源判明後に出された周知のための一法令しか収録されない（「異説之部」二八三八、元禄二年十月）。

しかし、「大坂御仕置御書出之写」に残る法令からすれば、実際には当然捜索開始令があり、さらにはそれにひきつづき何通もの法令が発せられたようである。

本件に関して『寛保御触書集成』は多くを省いて結論的触書のみを載せたもののごとくで、『御触書集成』はすべてを網羅する編纂方針を持たないことがいまさらながら確認できる。

本件に関する大阪触は元禄二年五月三日に始まり、『大阪市史』は触三五九として頭書「当年四月中針灸可忌由之風説出所吟味之事」を引用するが、本文は「闕」けている。

これについては残念ながら「大坂御仕置御書出之写」にも見当たらない。「大坂御仕置御書出之写」もまた省くべきと判断したものを省いた町触記録であることがわかる。

だが、本書に収めるこれ以後の大阪触から本件に関する発令元が江戸であることは明白なので、この探索の開始令に関しては江戸町触と大差ないはずである。『江戸町触集成』から引用してみる（二六六三）。同年四月二十二日の触である。

一、当四月、灸致さゞる日有之由、書物にも無之儀、むさと申ふらし不届に候。町々にて致灸儀、最初に申出し候もの有之候はゞ早々可申出候。若隠置、脇より相知候はゞ急度曲事に可申付者也。

巳四月廿二日

右の江戸町触の本文と大阪町触頭書「当年四月中針灸可忌由之風説出所吟味之事」の表現の間には「忌む」の語が江戸触に見えないこと、江戸触では「風説」とは言わないことがちがいとして眼につくところだが、それはまだ言いかえであって、別の要素ではない。

これが『京都町触集成』だと次のようになっており、江戸とは別の要素がふくまれている（六五四、底本北野天満宮文書）。

口上

一、「当年之内、灸をいむ日、御公儀より被仰出候」など申者有之由に候。若左様之義、慥申者於有之者、御公儀へ召連可被罷出候。右之趣被仰出候に付、如斯に候。以上。

年預と書替衆中へ出す

松梅院

巳五月十一日

大阪頭書と共通する「忌む」の語が現れる。「当年」という単語も大阪頭書と共通である。

しかし、「当年の内」では範囲が広すぎる。本令が「口上」（口頭の指示）であることから生じた異なり（配慮あるいは文章化の巧拙）かもしれない。また、「御公儀より被仰出候」とあるのは噂話のまったくの新要素だが、大阪触頭書では手がかりがない。それはともかく江戸から京都北野天満宮までの間にこのような振れ幅が生じるのは、本件が町の噂の類の取締だからのことで、話の内容に関して大筋は変わらないわけだから、そのように、入ってくる新たな情報に随時対応しつつの発令がなされたことがうかがわれる。

また、探索手段についても、江戸では自ら申し出でよだが、京都では公儀に召連れよと命じていて異なっている。しかし、これは町と寺社における取扱いのちがいなのかもしれない。京都令の底本は北野天満宮の文書である。

いずれにせよ、本件はその捜索開始からして各地で異なりを含みつつ開始されたことがわかる。本件の開始一つをとっても、江戸時代法令の把握が、『御触書集成』や一都市のものを見てそれで終わりというわけにはいかない問題であることが確かめられる。

次の元禄二年五月五日触三六〇からは『大阪市史』で頭書のみで本文を欠く状態の町触本文が『大坂御仕置御書出之写』によって補われる。本件に関する町触を本史料はほとんど省かなかった。ほとんど空前異例の噂話対応であったためと思われる（5―3、『大阪市史』触三六〇、頭書「右雑説申出し候者町々に而可致吟味之事」）。

一、昨三日申渡候従江戸被仰付候針灸之雑説申出候者之儀（先述の大阪触三五九「当年四月中針灸可忌由之風説出所吟味之事」は五月三日付―山本注）、町々年寄・家主方より致吟味、左様之者無之候はゞ、其通之口書可差出候。医者針立之類者猶以可致吟味候。惣而証拠慥ならざる雑説抔申触し候事、向後弥相慎候様に可申渡候。已上

これはまず件の雑説発生源につき町年寄・家主に調査を行わせ、その結果を報告させていることがわかる。先に見た江戸とも京都ともことなる指示であり、大阪での判断が表れたものであろう。そして、併せて一般則として（「総じて」）証となるよりどころの確かでない話を言い広めることを今後ますます慎むよう命じさせている。

つづいて二ヶ月後、元禄二年七月五日触三七一も先と同様『大阪市史』では頭書「四月中灸針可忌との雑説吟味之事」は対応策に何の変化もなかったかのごとき簡便な主題のみであるが、これが本文が明らかになってみると予想も付かない指示が江戸から到来していた（5―6）。

一、最前相触候当年四月中灸針可忌之雑説之儀、板行にも致候様相聞候に付可致穿鑿之由、従江戸被仰下候間、当地書物屋・板木や共之内、右之沙汰板行に鑿候事有之歟、勿論書物等に仕立候事も有之候はゞ、早々可申出候。隠置、脇

より相知候はゞ可為曲事。

右之趣書物屋・板木屋共へ可申渡候。且又右雑説之儀、前方度々申渡候へ共、愈以此以後も相知候はゞ可申出旨、於江戸被仰出候間、以来共根本申出し手存候者有之候はゞ、何時に而も早々可申出候。此旨三郷町中可相触者也。

七月五日　　出雲

惣年寄中

と、このように本件に関して板行情報があったことにより、大阪の本屋・板木屋に情報提供を求めるものになっていたことが初めて判明する。

そして、問題はこの指示が江戸から出ていることで、本件がすでに三都で探索が開始されており、かつまた、本屋・板木屋が関係する以上、その商売が存在する三都でこの調査は行われているであろうことである。

ところが、これまで本件に関して書物屋・板木屋が調査に関わったことを知る手立てはなかったのではないか。

『江戸町触集成』の江戸時代前半期では、もともと精選町触集成である『正宝事録』諸本しか多くは残らず、新しい法令はほとんど上野東照宮の触留でしか補われていない。本件の場合、先に引用した探索開始の町触の次に知られる本件関係の法令は『寛保御触書集成』に唯一採録されていた本件探索の終了を告げる時点における江戸町触のみである（これにもちがいのあることは後述する）。

この間の江戸触は取捨選択作業によって省略され今日に伝わっていないだけだと思われる。

そして、京都においても大阪と同様の調査が行われたらしく、大阪触が発見されるまで何に関する呼出か不明であったものが、本件に関する呼出であったことがわかる。同じく北野天満宮文書からの『京都町触集成』六五九（八月五日）である。

さうしや
しよもつや

右之者借屋之内に有之候はゞ、明朝五つに御奉行処へ可罷出之旨、只今被仰出候条、如此に候。吟味之上無之候はゞ、其旨御書付御越御尤に候。以上。

八月五日　　松梅院

大阪より一ヶ月遅れで、いささか遅きにすぎる気がしないでもないが、この時期、草紙屋・書物屋を京都町奉行所に呼び出す理由が本件以外にあるとは思われない。

京都に残るのはこの指示だけだから、大阪の法文とは大分ちがい、大阪と京都はやはりそれぞれの町奉行所においてそれぞれの判断、別個の対処による指示作文が行われているのであろう。

ただし、すでに本屋仲間が存在していた京都において、これ以前に行事を通じての調査が行われていなかったとは限らないであ

ろう。

大阪では前令から二十日後の七月二十五日にまだひとつ町触があって（触三七七）、前令とことなり頭書でもさらなる探索手段が採られたことが分かる（「針灸可忌之惑説に付人別改之事」）。ここでも町触本文が補われて（5—10）、

覚

四月中針灸可忌之惑説申触候者御尋之事、先頃度々申渡相改候。於江戸御穿鑿弥強委細之御改被仰渡候段々申来候。当地町中男女共に十五歳以上之輩人別に相改之、其町々に而、家持何軒・借屋之者何程并妻子・下人之分明白に記之、帳面に書乗可申候。十四以下之子共は惑説之儀不及改之候へ共、其名を人別に記之、是又帳面に書乗可申候。書物屋・板木屋之類は愈念入可相改之候。右十五歳以上之改之候男女人数何程と奥書しめ候而、其町々之年寄・五人組・町中一同に改候諸合文言を加、町々より之帳面を惣年寄共迄可差出候。惣年寄共委細改之、番所へ可差出者也。

巳七月廿五日　　出雲　　三郷惣年寄中

このように手段の詳細が把握される。

結局町に住民全員を調査したことを証明させるところまで徹底したわけである。さらに、先には申し出を促されていた書物屋・板木屋も今度は調査確認される側となっている。

この度の調査も江戸にならうもののごとくであり、江戸でも京都でも、そしておそらくは駿府でも、遠国奉行及び代官支配地においても調査が行われていたのであろう、さきほど来意識してきた、唯一「寛保御触書集成」に採録された探索結果周知令の文面（元禄二年十月）は元禄二年十月六日の江戸触（二六七四）とは末文に異なりを有し、十月十二日に大阪、十月十六日に京都で触れられた町触と一致する。

覚

今度灸針之儀、依異説申触候。被遂御僉議之処、駿州に有之候田口是心と申者持伝候書物に相見候。所望仕もの有之候に付て写遣候。自作仕たる儀に候はゞ急度御仕置可被仰付候得共、右之わけ立候故、当人御撫無之候。然共向後ケ様之珍敗儀不申触様に可申付候。若無拠子細有之候はゞ、其所之奉行、役人へ申断、可任差図之旨急度可被申触候。以上。

十月（傍線山本。考察は後述。）

江戸と異なるのはその末文で「御触書集成」に載るのは町触本文ではなく、「その所の奉行、役人へ申し断り、指図に任すべきの旨急度申し触れらるべく候」と広く遠国奉行及び代官に向けた指令文になっている。

「江戸町触集成」では、末尾の一般則が「向後ケ様の珍敗義申触間敷候。若無拠子細有之候はゞ、町奉行所へ申断可受指図候。若相背者有之候はゞ、急度曲事に可申付候」と江戸の町人向けに

作文されており、管轄の役所は「町奉行所」のみに限定され、禁令文として調えられている。京都・大阪では先の指令文をそのまま江戸からの発令として町に触れている。[8] 評定所構成員である江戸の町奉行は法令の承認権者である老中直下でもあり、やはり別格で、自ら文案を作成し得たのであろう。

大阪での付文を引用しておこう（5―12、『大阪市史』触三八〇、頭書「針灸可忌之異説申出し候者相知候之事」）

右之通今度従御老中御書付被下候間、可奉承知候。向後ケ様之珍敷義不可申触、若無拠子細有之者、番所へ可申来、様子聞届可令差図之条、此旨急度相守候様三郷中可触知者也。

巳十月十二日　　出雲

三郷惣年寄[9]中

以上が本件に関して『大坂御仕置御書出之写』で補われる町触本文と御触書集成・三都の町触集成に関わる考察のすべてである。

本件に関しては、ともかく三都に共通する町触として、一次史料的逐次町触留のほとんど存在しない江戸時代前期の三都それぞれの町触が、現在の集成においてどの程度網羅されていると考えられるのか、おぼろげながらにもせよ、われわれに垣間見させてくれる事例としてきわめて珍重なものと思われる。

そして、さらに本事例は、別の方面に関わる考察材料としてきわめて重要な意味を有する。

江戸時代中後期を通じて三都――ひいては日本の出版前提をなした将軍吉宗制定の書物流通条件五ヶ条（江戸で享保七年（一七二二）十一月八日発令、遅れて大阪で享保八年三月二十四日、京都で同年四月二日）の第一条には

一、自今新版書物の儀、儒書・仏書・神書・医書・歌書、都て書物類、其筋一通りの事は格別、猥成儀・異説等を取交え作り出し候儀、堅く可為無用事。

とある。

本件については、最終的に出された町触に「今度灸針之儀、異説に依って申し触らし候」とあった。吉宗が編纂させた『寛保御触書集成』の、本令から始まる部立ても「異説の部」と名づけられている。

この「異説」は、また、最終的に出された町触内において「かようの珍しき儀申し触らし」とも言いかえられるものである。

そして、この「異説」は、探索の経過で「雑説」とも「風説」とも「惑説」とも言いかえられている。彼らの言う「異説」は、相当に突拍子もない説、通常では考えられないような説を言うのであって、真当な学説とは言えないようなものを指すものということになろう。

これが思想弾圧といった要素と結びつくものとは考えにくい禁令ということになる。

彼らが封鎖したいものは、やはり人を「惑」わすようなもの、広い意味で世を乱す方向につながっていくような話なのである。

書物流通条件五ヶ条は儒書・仏書・神書・医書・歌書と学問的なジャンルがまず居並ぶのでお堅い思想的話との印象が付いてしまうが、やはりそれらは書物の代表格、最も価値ある書物ジャンル群がまず先に立っただけのことで、結局は「すべて書物類」でそれらが受けられて本全般の禁令となるのだから、学問・思想を主眼とする禁令とは言えないのである。

そしてまた、本令には「かようの珍しき儀申し触らし」とあることによって、文学史の前提としてきわめて重要なまた別の法令との関連ができている。

前掲拙稿『江戸時代三都出版法大概』においては寛文十三年五月二十七日の江戸町触によって、江戸においてのみ開始された公儀関係・人が困ること・珍しいことに関する出版届出制について「珍しき事」に関する意義限定の困難を述べたが、しかし、その一方で当時の江戸の人々にとっては奉行所に行けば実際適用例が教えてもらえることで何の困難もないことであるとも書いた（本章「三都町触による江戸時代出版法概観」八「三都個別出版法――享保以前」（四）「公儀・人の迷惑・珍しき事・はやり事・かわりたる事・浮説・虚説（寛文十三年・一六七三以後三都個別令）」二六四頁）。

そして、われわれもまた、こうして「珍しき事」についての幕府の適用例をひとつ知ることになった。

本事例からすれば、「珍しき事」は突拍子もない、通常では考えられないような話なのであり、そしてまた、それはやはり「申し触らす」というそれを広げる要因によって問題化する。広げるということではつまり、それは噂話及び出版活動と結びつく傾きを持つわけである。

われわれがこれについて得た事例はまだ一例であって、われわれはいまだ寛文十三年令の「珍しき事」の適用範囲の広がりについて語ることのできる段階にはないが、ともかくもそれについて解くための用例をひとつ手に入れたことになるわけである。

『寛保御触書集成』には先の事例にひきつづいて元禄六年六月、馬のもの言う噂に関する探索令があがる（二八三九）。さらにはその結果周知の触がつづく（二八四〇）。

これに関連して鹿野武左衛門・英一蝶が処罰されることになったため、本件は先の事例以上に個別的に文学史・美術史と関わりを持つことになった事例だが[16]、これが意外なことに、残念ながら『大坂御仕置御書出之写』には本件に関する町触を収録しない。『寛保御触書集成』二八三九は江戸触である。『江戸町触集成』（二九二六）と一致することによってそれは証される。この探索は江戸が確実な探索範囲であったらしく、『京都町触集成』にのるのは江戸からの通達を町に触れるものではなく、しかも扱いの軽い、口頭の指示に発する口触（大阪の口達に当たるものが京都ではこう呼ばれた）で、

今度於江戸馬ものをいひ候由沙汰有之、取はやし申触候に付、最前針灸之儀御吟味之通、江戸に而御灸儀有之由に候。自然（万一）此元に而其沙汰申もの在之候哉、若手筋知候歟、又は何方にても左様之儀申もの在之及承候者、其証拠を立、早々可申来候。虚実可承届候事。

七月九日

上京町代
下京町代（波線・注―山本）

とあって、明らかに江戸で詮議が行われていることを伝え、そして京都での情報収集があくまでも万一のためであることが明らかである。

『大阪市史』では元禄六年中にこのような対応が取られた形跡はなく、元禄七年三月二十九日に「異説申出間敷之事」（頭書）に関する（ここでもやはり扱いの軽い）口達があった（しかなかった）ことが戒るから、大阪では探索対応は取らなかったのだと思われる。

それにしてもこの際、京都では江戸からの書付をそのまま触れる（扱いの重い書面通達の）町触の扱いである。この件に関してはどうやら大阪と京都で軽重の判断が分かれたらしい。本件はあくまで噂話があったのが関東圏で、関西への探索指令は出なかったと見える。そのため、町政責任者として各町奉行がそれぞれの対応を判断したものと思われる。

そして、大阪の頭書はまたもや「異説」の禁のくりかえしにすぎず、本件は所詮最前の一件の焼き直しだと言わんばかりに見え、『大坂御仕置御書出之写』に触が残されなかった理由はそういうことであったと解される。

しかしながら、先の一件の際と同様の確認をしておくと、これもまた『寛保御触書集成』の所収部立て名、および大阪頭書からして「異説」の一例である。

京都まで触れられた罪状によれば、

浪人築紫（筑紫―原注）園右衛門

此者儀、去年夏中、馬物を申由虚説申出し、其上はやり煩よけの札并薬之方矩を作り実なき事を書付流布いたし、重々不届に付而江戸中引渡し、斬罪に申付者也。

戌三月　日

右之御書付、従江戸到来候間、可令触知之者也。

戌三月廿三日

両御役人方御出し被成候。

これもまた、およそあり得ないような話、および、証拠のない、学説とも付かない虚説（それは人を惑わせるという点を意識させたければ「惑説」とも呼ばれたであろう）、それを広めることが問題とされたのであった。

〈引用文献〉
『江戸町触集成』第二巻　自天和二年至宝永二年　塙書房　平成六年
「元禄四年以前」『京都町触集成』別巻二　補遺・参考資料　岩波書店　平成元年
『京都町触集成』第一巻　自元禄五年至享保十一年　同　右　昭和五十八年

〈注〉

(1)『江戸時代三都出版法大概文学　史・出版史のために――』（岡山大学文学部研究叢書二九、岡山大学文学部、平成二十二年二月）

(2) 本稿で参照しているのは昭和二年再版の昭和四十年清文堂復刻版である。

(3) 拙稿『江戸時代三都出版法大概』八八頁（前提三「町触の種類」二二「大阪市史」「御触及口達」解題」（一）「御触及口達――大阪の触の種類（一）」）。幸田成友「大阪市史の編纂について」（「幸田成友著作集」七、中央公論社、昭和四十七年）参照。

(4) 塚田孝・近世大坂研究会編「「大坂御仕置御書出之写」「大坂御仕置留」――近世大坂町触関係史料2――」大阪市立大学大学院文学研究科都市文化研究センター（21世紀COEプログラム研究拠点）「都市文化創造のための人文科学的研究」事業報告書（大阪市立大学大学院文学研究科都市文化研究センター発行、平成十九年）

(5) 前掲塚田孝・近世大坂研究会編近世大坂町触関係史料2（平成十九年三月）、および、塚田孝「近世大坂の法と社会」（同編『近世大坂の法と社会』清文堂、平成十九年九月）。

(6) 拙稿『江戸時代三都出版法大概』一九六頁。

(7) 拙稿『江戸時代三都出版法大概』一二二頁。服藤弘司「「御触書集成目録」解題」（石井良助・服藤弘司編「御触書集成目録」解題、岩波書店、平成十四年）参照。

(8)『御触書集成』が宛所を欠く編纂方針を採ったことによって触書の発令範囲不明の法令集となってしまっている大問題についてはすでにその周知が行われているところである（服藤弘司前掲『御触書集成目録』解題）。

(9)『京都町触集成』六六五はやはり北野天満宮文書を底本とし、その付文は天満宮松梅院が行ったもののごとくである。町に対してはまた別の付文が付けられて触れられたであろう。

右之通従御公儀被仰出候条、如此に候。面々長屋等迄急度申渡可有之候。以上。

十月十六日　　松梅院

(10) 研究史的意義であげるなら、宮武外骨『筆禍史』（明治四十四年初版、大正十五年改訂増補再版。昭和六十年『宮武外骨著作集』四（河出書房新社）所収）とそれを戦後日本史学レベルの検討記述にまで引き上げた今田洋三『江戸の禁書』（〈江戸〉選書六、吉川弘文館、昭和五十六年。八三～八五、九六頁）だろうが、参照すべき文献としてあげるなら、考証考察的達成としても、本稿でとりあげる馬の物言う噂一件のもっとも詳細な考察としてもっとも教えられるところの多い点からしても、まず指を屈すべきは延広真治氏の「吾耕文学――鹿野武左衛門を中

心として――」（講座元禄の文学一『元禄文学の流れ』勉誠社、平成四年）である。

〈付記〉本稿は平成27年度～平成30年度科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金（基盤研究（C））課題番号一五K〇二二四八研究課題名「日本近世出版法制研究補完及び文学史との相関追求」による成果の一部である。

（やまもと　ひでき　岡山大学大学院社会文化科学研究科教授）

研究室受贈図書雑誌目録Ⅲ

群馬県立女子大学　国文学研究（群馬県立女子大学国語国文学会）三五
言語科学論集（東北大学大学院文学研究科言語科学専攻）一九
言語文化（一橋大学語学研究室）四
言語文化学研究　日本語日本文学編（大阪府立大学人間社会学部言語文化学科）一〇
言文（福島大学国語教育文化学会）六二
語文論叢（千葉大学文学部日本文化学会）三〇
甲南大學紀要　文学編（甲南大学文学部）一六五
高知大國文（高知大學国語国文学会）四五、四六
神戸女子大学古典芸能研究センター紀要（神戸女子大学古典芸能研究センター）九
語学と文学（群馬大学語文学会）五一
国語学研究（東北大学大学院文学研究科「国語学研究」刊行会）五四
國語國文學報（愛知教育大学国語国文学研究室）七三
国語国文学誌（広島女学院大学日本文学会）四四
國語國文研究（北海道大学国語国文学会）一四六、一四七
国語国文論集（安田女子大学日本文学会）四五
國語と教育（長崎大学国語国文学会）三九、四〇
国語の研究（大分大学国語国文学会）四〇
国際交流基金　日本語教育紀要（国際交流基金）一一
国際日本文学研究集会会議録（国文学研究資料館）三八
國文（お茶の水女子大学国語国文学会）一二三、一二四
國文學（関西大学国文学会）九九
國文學攷（広島大学国語国文学会）二二三、二二四、二二五
国文学研究（早稲田大学国文学会）一七五、一七六、一七七
国文学研究資料館紀要　文学研究篇（国文学研究資料館）四一
国文学研究資料館年報（国文学研究資料館）二〇一三
国文学研究ノート（神戸大学「研究ノート」の会）五四
国文学論考（都留文科大学国語国文学会）五一
國文學論叢（龍谷大學國文學會）六〇
國文目白（日本女子大学国語国文学会編）五四